

公益社団法人日本青年会議所
北陸信越地区新潟ブロック協議会
会議・委員会 宛
(登録番号 T7010005015589)

年 月 日

講師等出演依頼承諾書

公益社団法人日本青年会議所からの講演等の依頼について、公益社団法人日本青年会議所〇〇地区〇〇ブロック協議会の会員会議所会議での審議可決を条件として、下記及び裏面記載の各条項を了知し、承諾いたします。

印紙貼付欄

記

事業名 : 第55回新潟ブロック大会
実施日 : 2025年 10月 18日(土)
時間 : 12:30~15:00 (150分間)
場所 : 白根学習会館1Fラズベックホール(動画出演)
出演者 : 中島 土
出演者と契約者(本承諾者)との関係: 本人
テーマ[アカデミー事業の成果物に対してのフィードバック]

講演等の形式: 6.その他
契約の種別: 1.個人契約

講評

謝礼金等内訳

i.謝礼金(消費税込支払金額)	0 円(税抜金額 円)
(うち消費税)	0 円(税率10%)
(源泉所得税)	円 ※1)
差引手取支給額	0 円

ii.交通費 3. 掛からない ※2)

iii.宿泊費 3. 掛からない ※2)

※1 個人契約の場合は原則として源泉所得税が適用となり、税金は差引きの上、日本JCから納付します。
※2 講師の交通費、宿泊費を上記謝礼に含まない場合で本会計から交通費、宿泊費金を支出する場合は、必要な費用を、別途、講師関係費で予算計上してください。

支払総額

0 円(源泉所得税を除く謝礼+実費立替)

お支払口座

■ 金融機関名	
■ 支店名	
■ 普通通	■ 口座番号
■ 口座名義人	
■ 口座名義人フリガナ	

支払予定日 年 月 日

- 注1 本件出演依頼に際し、公益社団法人日本青年会議所において作成した下記成果物の権利については、公益社団法人日本青年会議所に帰属するものとしてその利用を承諾致します。
- 1 講演等出演に関する事前広報について、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広告媒体並びに公益社団法人日本青年会議所ホームページ及び広報誌への指定を受けた写真の掲載 及び講演要旨、講師プロフィールの掲載
- 2 講演中の講師の写真撮影

(裏面に続く)

講師等出演依頼承諾書 裏面

[財審様式5]
[規則様式6]

- 3 講演の録音、録画、及び他会場への同時中継、並びに公益社団法人日本青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した同時無償配信(但し、公益社団法人日本青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
- 4 講演内容の文章化、または要旨の作成
- 5 文章化済み講演、要旨作成済み講演、または講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中撮影された写真につき、広報誌への掲載、複製、または貸与
- 6 前項(5)につき、公益社団法人日本青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信(但し、公益社団法人日本青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
- 7 録音・録画済みの講演(以下、単に録画物とする)、講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中に撮影された写真の複製、及び無償での貸与
- 8 録画物の無償上映、及び出演者が講演にて自ら使用した資料の視聴者あての複製、配布
- 9 録画物、出演者が講演等にて自ら使用した資料、及び講演等で撮影した画像・動画につき、公益社団法人日本青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信(ただし、公益社団法人日本青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
- 10 公益社団法人日本青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した各種配信につき、この配信期間については、2年間の配信とします。ただし、期間満了後、出演者(契約者)より申し出がない限り、公益社団法人日本青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した配信を終了するまでの間、継続して公開することに異議ありません。

注2 出演者が講演等で使用した資料のみを利用する場合(文章化したもの、録音・録画、または録画物とあわせて利用しない場合)は、注1の規定と異なり、別途許諾を得るものとします。また、類型のなき利用態様については別途協議の上、利用の可否・対価等につき決するものとします。

注3 公益社団法人日本青年会議所(インターネットを利用する配信の場合は、公益社団法人日本青年会議所の指定する者も含む)が、講演等の文章化・要旨の作成等を行うときには、事前に内容確認を行うものとします。なお、上記(3)中の公益社団法人日本青年会議所が指定した者は下記のとおりとします。

X(旧Twitter)	(https://twitter.com/)	LINE	(https://line.me/ja/)
Facebook	(https://www.facebook.com/)	e-みらせん	(https://e-mirasen.jp/)
YouTube	(https://www.youtube.com/)	ニコニコ生放送	(https://live.nicovideo.jp/)
Ustream	(https://www.ustream.tv/)	Instagram	(https://www.instagram.com/)

注4 本件、出演依頼の内諾にあたり、講演の内容が第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証します。また、第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用する場合は、事前にその内容を明らかにし、講師において当該許諾者の許諾を受けた上で講演を行うものとします。

注5 源泉所得税発生時、税務書類作成事務の為、契約者は公益社団法人日本青年会議所へマイナンバーを提供するとともに、公益社団法人日本青年会議所は、取得したマイナンバーを適切に管理・保管・破棄し、税務書類作成事務以外に使用しないものとします。また、マイナンバー取得後に、講師が変更になった場合は、本会事務局において様式6別表を破棄させていただきます。

注6 講師より提供された個人情報については、公益社団法人日本青年会議所個人情報管理規程により、厳格に管理願います。

注7 本承諾書記載の事業実施日30日前を経過後の貴団体都合によるキャンセルの場合は、謝礼金の10%相当額(源泉所得税額・消費税額を除く)を違約金として申し受けます。

注8 当事者双方の責めに帰することができない事由(新型コロナウイルス感染拡大防止のための開催自粛を含む)によって依頼した講演等が実施できなくなったとき又は履行が途中で終了したときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を謝礼金の金額(源泉所得税及び消費税額を除く)に乗じた額をお支払いします(小数点以下の金額については切り捨てにて計算させていただきます)。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 事業実施日61日前まで | 0割 |
| (2) 事業実施日60日前から31日前 | 1割5分 |
| (3) 事業実施日30日前から7日前 | 3割 |
| (4) 事業実施日6日前から事業当日 | 10割 |

注9 契約者(本承諾者)と出演者が異なる場合、契約者は本承諾書面の内容を出演者に通知します。

注10 同意できない条項又は内容の変更がある場合は、二重線で削除のうえ、訂正印を押印ください。

契約者

住所 松江市都町1-3-19

署名捺印

(登録番号

中島 土



※捺印

